

新潟市南区における感謝状贈呈に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、南区の発展等のために特に功労のあったものに対する感謝状の贈呈に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 感謝状の贈呈は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体について南区長が審査会に諮って行う。ただし、過去において、同一の理由で新潟市表彰条例（昭和38年新潟市条例第8号）、その他の条例、規則又は要綱に基づく市長の表彰を受けたことのある個人又は団体については、贈呈しない。

- (1) 地域社会の発展に尽くしたもの
- (2) 保健衛生又は社会福祉の増進に尽くしたもの
- (3) 道路、河川、公園その他公共施設の良好な生活環境の維持管理に尽くしたもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に感謝状を贈呈することが必要と認められるもの

(審査会)

第3条 感謝状の被贈呈者を決定するため、審査会を設置する。

- 2 審査会の委員は、南区自治協議会会長、南区自治協議会副会長及び南区長、南区副区長、南区地域総務課長をもって充てる。
- 3 前項に規定する委員本人が審査の対象となったときは、その議事に参与することができない。

(贈呈時期等)

第4条 感謝状の贈呈は、年1回行うものとする。ただし、被贈呈者がいない場合はこの限りでない。

(贈呈方法)

第5条 感謝状は、南区長が贈呈するものとする。

(記録及び公表)

第6条 感謝状の被贈呈者の功績を記録するため感謝状贈呈者原簿を備える。

- 2 感謝状原簿には、感謝状の被贈呈者の氏名その他必要な事項を記録し、原則として公表するものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は南区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。